

項目	対象	目的	内容
現在実施している調査			
食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	リスク管理機関 (厚生労働省、農林水産省、消費者庁等)	食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づき、リスク管理機関の施策の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握する。	毎年10月に実施。 ①前々年の10月1日～前年9月30日までに食品健康影響評価結果が通知された品目 ②①以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目について、 <u>リスク管理措置の進捗を確認。</u>
随時報告	食品安全モニター	<ul style="list-style-type: none"> ・食品に関する専門知識や業務経験を有する消費者の協力を得て食品安全に関する課題等を把握し、<u>情報発信や意見交換会の内容を検討する際の参考とする。</u> ・また、<u>食品健康影響評価の実施やリスク管理機関の施策の実施状況の監視にあたっての参考とする。</u> 	年間随時受付。 ① <u>日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点に関する提案・報告</u> ② <u>当委員会の運営に関する改善点に関する提言</u> を受け付け、①はリスク管理機関に共有・必要に応じて回答作成依頼し、②は委員会にて回答作成。
課題報告	同上	食品に関する専門知識や業務経験を有する消費者の協力を得て <u>食品安全に関する課題等を把握し、情報発信や意見交換会の内容を検討する際の参考とする。</u>	毎年2月頃実施。 ○ <u>食品の安全性に係る危害要因や品目等について、経年的に傾向を把握するとともに、直近の評価結果やトピックに対する受止めを探る。</u> (調査内容は、下記「食品安全に関する意識調査」事業の結果を踏まえて、R7年度以降見直し予定)
今後実施を検討している調査			
<p>食品安全に関する意識調査</p> <p>※令和6年度内に調査の設計及び手法の確立に向けた調査事業を実施予定。</p>	一般消費者	食品安全に関する国民のリスク認知やリテラシーの実態を経時的に把握することにより、 <u>情報提供やコミュニケーションの優先度が高い食品安全上の話題を明らかにし、社会的な関心等も考慮したリスクコミュニケーションの基盤となる情報を得る。</u>	毎年複数回、経時的に実施（具体的な実施頻度は検討中）。 ①消費者の健康に関する話題（既存・新興ハザードや食品に関する新技術を含む）の認知、関心 ②情報の入手についての状況（頻度、手段、情報源、情報源に対する信頼度等） ③消費者の健康を保護するための食品安全委員会又は関係省庁による施策の成果の指標となり得る項目（政府の取組状況についての認知度、流通する食品の安全性についての信頼度） 等を質問することを検討中。

食品安全モニター 随時報告のあり方の見直しについて

- 食品安全モニターの随時報告は、モニターが日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点や、リスクコミュニケーション等の委員会の運営に関する改善点について、随時、具体的な問題提起と施策の提案等をしていただくことにより、食品の安全性の確保に関する施策の推進を図ることを目的としている。
- 受理した案件は1年に1回とりまとめて親委員会に報告しているが、来年度以降以下のとおり取り扱うこととしてはどうか。

現行

- 受理案件は全て関係省庁に共有した上で、基準の全てに合致するものは、関係省庁に回答を求めて得た回答を記載。

【関係省庁に回答を求める基準】

- a. これまでにない新たな内容であるもの
- b. 重篤で広範囲にわたる健康影響に発展する可能性が含まれるもの
- c. 具体的で実現可能性が高いと考えられる提案等が含まれるもの

各基準が具体的にどのようなものを意味するかは必ずしも明らかではなく、また、該当性の客観的判断も困難

- 受理案件は1年に1回とりまとめて親委員会に報告。
- 関係省庁に回答作成依頼を行う対象は、事務局で判断の上、親委員会です承。

委員の専門性を活用しきれていない

見直し後

- 受理案件を以下の3分類に分類した上で、各分類に応じて以下のとおり対応。

【報告の分類・対応】

- ①リスク管理機関でリスク管理措置やリスク等の施策が適切に実施されているもの
→ 関係省庁に共有した上で、更なるリスクコミュニケーションを働きかけ
- ②リスク管理機関でリスク管理措置やリスク等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの(※)
※リスク管理措置等が実施されていない又は実施が不十分と思われるもの
→ 関係省庁に共有した上で、関係省庁に回答を求め、得た回答を記載
- ③委員会が実施するリスク評価やリスク等の改善点に関するもの（自ら評価案件の提案を含む）
→ 委員会にて回答作成

回答作成対象となる報告の考え方をわかりやすくするとともに、回答作成対象外のものについても対応を整理

- 受理案件を情報連絡会議の場で定期的に委員に共有。
- 報告の分類分けは基本的に事務局にて行うが、分類②に該当するか事務局で判断に迷うものがあつた場合、対応方針(※)を情報連絡会議の場で意見照会。

※関係省庁に回答を求めるべきか、更なるリスクコミュニケーションを促すにとどめるべきか等

- 回答等を求めるまでは至らないが、事務局にてリスク管理状況の情報収集に努めるべき報告の有無も、情報連絡会議の場で意見照会。

委員の専門性を活用してより丁寧に対応を検討

(参考) 分類と委員会の対応 比較

(現行)

報告の分類		委員会の対応
委員会が実施するリスク評価やリスクミの改善点に関するもの		・委員会にて回答作成
リスク管理機関のリスク管理措置やリスクミ等の施策に関するもの	<u>基準 (※) に該当しないもの</u>	・情報収集 ・関係省庁に共有
	<u>基準 (※) に該当するもの</u>	・情報収集 ・関係省庁に共有 ・関係省庁に回答作成依頼

※関係省庁に回答を求める基準

- a. これまでにない新たな内容であるもの
- b. 重篤で広範囲にわたる健康影響に発展する可能性が含まれるもの
- c. 具体的で実現可能性が高いと考えられる提案等が含まれるもの

(見直し後)

報告の分類		委員会の対応
委員会が実施するリスク評価やリスクミの改善点に関するもの		・委員会にて回答作成
リスク管理機関のリスク管理措置やリスクミ等の施策に関するもの	<u>リスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているもの</u>	・情報収集 ・関係省庁に共有 ・ <u>更なるリスクコミュニケーションを働きかけ</u>
	<u>リスク管理措置やリスクミ等の施策が適切に実施されているか不明確であるもの</u>	・情報収集 ・関係省庁に共有 ・関係省庁に回答作成依頼